

エディオン延長保証サービス 保証規定

2023 年 8 月 29 日適用

エディオン延長保証サービス（以下「本保証サービス」といいます）は、株式会社エディオン（以下「エディオン」といいます）およびデックマークジャパン株式会社（以下「TMJ」といいます）、エディオンと併せて「サービス提供者」といいます）が、サービス提供者と本保証サービスに関する契約を締結したお客様（以下「お客様」といいます）に対して、第 1 条に定める故障に関する修理（以下「保証修理」といいます）を、連帯して、提供するサービスです。お客様がエディオングループ（「エディオングループ」とは、エディオン、エディオンの子会社およびエディオンのホームページでエディオングループとして掲載されているフランチャイズ店をいいます）の店舗で商品をご購入の際、それが本保証サービスの対象商品（以下「対象商品」といいます）である場合に、本規定の内容に同意した上で、サービス提供者と本規定に基づく契約を締結することで、本保証サービスに加入することができます。サービス提供者は、本保証サービスにご加入いただくお客様に対して、本保証サービスに関する保証書（以下「本保証書」といいます）を書面に発行し、お客様が本保証書を受領した時点で、本保証サービスの加入手続きが完了し、本保証サービスに関する契約が成立します。お客様は、本保証サービス加入時に、サービス提供者に対して、所定の保証料（消費税込）を支払うものとします。なお、本保証サービスが解約その他の事由により終了した場合であっても、保証料（消費税込）の返金はできませんので予めご了承ください。サービス提供者は、本保証サービスの提供にかかる業務を連携しておこないますが、窓口業務を含む一部の業務を第三者（以下「委託会社」といいます）に委託することができるものとします。サービス提供者は、第 2 条に定める本保証サービスの保証期間に、対象商品に故障が発生した場合、本規定の定めに従い、保証修理を提供します。なお、本保証サービスは、保証修理を提供するものであり、修理にかかる部品代（消費税込）、技術料（消費税込）、出張料（消費税込）、運送費用（消費税込）、梱包資材費用（消費税込）等を、直接金銭によって保証するものではありません。その他、本規定に記載のない事項については、対象商品の製造メーカー（以下「メーカー」といいます）が独自に指定する修理保証サービス（以下「メーカー保証」といいます。）の規定に準じます。

1. 本保証サービス期間中に、メーカーが発行する対象商品の取扱説明書（以下「取扱説明書」といいます）および本体貼付ラベル等の注意事項に従った正常な状態で使用したにもかかわらず、対象商品を構成する部品そのものの不具合による機能の停止または低下（以下「故障」といいます）が生じた場合は本保証書をご用意のうえ、以下の（１）（２）（３）いずれかへ、保証修理をご依頼ください。なお、購入販売店の了解を得ずにそれ以外に直接、保証修理を依頼された場合は、本保証サービスの対象となりません。また、保証修理において、部品交換のために取り外した対象商品を構成する部品の所有権は、保証修理の履行の完了時にサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、当該部品をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができます。
 - （１） 本保証書記載の販売店（以下「購入販売店」といいます）
 - （２） エディオングループの店舗
 - （３） 訪問修理受付センター 連絡先：0570-060-119
 2. 本保証サービスの保証期間は、本保証書に定める期間とします。なお、対象商品の故障時期がメーカー保証の保証期間内の場合、メーカー保証の保証内容に基づきメーカー保証が適用されます。また、本保証サービスの保証期間には、メーカー保証の保証期間を含むものとします。
 3. 対象商品は、メーカー保証の規定またはエディオンの規定により、出張修理対象商品と持込修理対象商品に分類され、それぞれ修理の依頼方法が異なります。なお、エディオンの規定による持込修理対象商品は、別表に例示しています。お客様のご都合で購入販売店またはエディオングループの店舗に持込修理対象商品のお持ち込みができない場合には、修理に要する運賃（消費税込）等はお客様のご負担となります。
 4. 本保証サービスの保証限度額（以下「保証限度額」といいます）は、対象商品の購入金額（消費税含まず）までとし、本保証サービスの適用となった累積の修理金額（消費税含まず）が購入金額（消費税含まず）に達した段階で本保証サービスは終了します。なお、修理金額（消費税含まず）が保証残高（保証限度額から既に保証修理が適用された修理代金を差し引いた残高）を上回る場合には、お客様に超過額をご負担いただき修理を実施します。
 5. 次の場合は、サービス提供者は修理を行わず、同機種または同等品を代替品として提供することで修理に替えることができるものとします。この場合、代替品を提供した時点で本保証サービスは当然に終了します。代替品は保証限度額を上限とし、店頭表示価格（消費税含まず）が保証残高（保証限度額から既に保証修理が適用された修理代金を差し引いた残高）を超過する場合、その差額をお客様が負担して代替品へ交換を行うこと、または、機能もしくは性能の異なる保証限度額以下の同種の商品との交換を行うこといずれかをお客様が選択できるものとします。なお、代替品の交換にあたり、対象商品を処分するためにかかる費用（消費税込）はお客様のご負担です。
 - （１） 本保証サービスの適用となった累積の修理金額（消費税含まず）が保証限度額を超過する場合。
 - （２） 対象商品のメーカーの倒産や製造販売の中止等で修理が不能な場合。
 - （３） 対象商品のメーカーの保守部品供給終了等による修理不能、且つ当該メーカーより対象商品の代替品が提供されない場合。
 - （４） 対象商品の部品を製造していた第三者が破産、民事再生、会社更生、特別清算または私的整理の手続きを開始した場合。
 6. 次の場合は、本保証サービス期間中でも本保証サービスの対象とはなりません。
 - （１） 本保証書のご提示がない場合。ただし、本保証書のご提示がない場合であっても、サービス提供者においてお客様が本保証サービスに加入していることが確認できた場合に、サービス提供者が任意にお客様に対して本保証サービスを提供することを妨げるものではありません。
 - （２） 本保証書に所定事項の記載がない場合または記載された字句が損傷、書き換えられたり、書き加えられたりした場合。また、記載された商品が対象商品でない場合。
 - （３） 対象商品のメーカー保証期間中あるいは部品保証期間中の故障、損傷または損害。
 - （４） 筐体の分解ならびに部品交換を伴わない調整、清掃および手直し修理。
 - （５） バッテリー、内蔵電池、フィルター、ブラシ等の消耗品の交換ならびに液晶画面のドット欠落、経年劣化に伴う輝度劣化等の症状である場合。
 - （６） 対象商品のソフトウェア（基本 OS、BIOS を含む）、付属品類（PC の接続型キーボード・家電のリモコン・充電器・AC コード、掃除機延長管・ホース・回転管・パワーブラシなどの一部部品は除く）、周辺機器、アクセサリ等対象商品の本体以外に生じた故障、損傷または損害、およびそれらに起因する故障、損傷または損害。
 - （７） 一般家庭以外（例えば業務用の使用、車庫（自家用車での使用を想定した対象商品を除きます）や船舶への搭載）で使用によって生じた対象商品の故障、損傷または損害。
 - （８） 直接間接を問わず、次に掲げる事由によって生じた対象商品の故障、損傷または損害。
 - 1 落下、衝撃、水漏れ、冠水、電池の液漏れ等の外的要因によって生じた故障、錆、カビ、傷等および埃、虫等の浸入に起因する故障。
 - 2 使用上の誤り（取扱説明書または本体貼付ラベル等に記載された事項に基づかない使用）、または純正部品以外を使用した修理および改造に起因する故障。
 - 3 使用環境や自然環境による破損、変形、外れ、外圧、異物混入、汚れ、つまり、シリコン付着、不良灯油使用、自然環境による劣化、消耗、摩擦、さび、かび、むれ、腐敗、変質、塗装剥離、コーティング剥がれ、変色またはその他類似する事由に因るもの。
 - 4 全ての天災・人災・ガス害・塩害・公害・異常電圧および外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の外來の事由による故障、損傷または損害。
 - （９） 電氣的または機械的作動要素を有さない各種内装外部装品の故障、損傷または損害。
 - （１０） 盗難または紛失による損害。
 - （１１） 保証修理の際に追加作業として生じる諸費用（組立費、現場搬入費、設備工事費、設備作業費、クレーン作業費、処分費）等。
 - （１２） リコールを含むメーカーの責に起因した対象商品の故障。
 - （１３） 修理のご依頼が本保証サービス保証期間の経過後になされた場合。
 - （１４） 修理のご依頼後に本保証サービスの対象外である故障が判明した場合の、見積り費用や出張費用。
 - （１５） お客様が申告された症状が再現しない場合、故障原因が特定できない場合の見積り費用および出張費等の費用および予防交換修理による費用。
 - （１６） 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似する事変暴動に因るもの。
 - （１７） 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
- 対象商品が腕時計の場合には、上記（１）～（１７）に加え、以下（１８）～（２２）が適用されます。
- （１８） ご使用中に生じた以下に該当する部品の外観上の変形、変色、損傷、傷、汚れ。
ケース・ベゼル・ブレスレット・クラスプ・風防・サファイアクリスタルガラス・リュース・プッシュボタン・文字盤・デイトダイヤル・デイトダイヤル・ムーンダイヤル・時計・分針・秒針・その他針。およびケース・ベゼル・ベルト・ブレスレット・文字盤等に配置された飾りネジ・ダイヤモンド等の装飾品。
 - （１９） 外的要因による故障、損傷または損害（衝撃・帯磁・薬品・錆・水漏れ）。
 - （２０） 電池切れ・電圧低下による時間の差異。
 - （２１） 具体的な故障症状が見られない場合の調整・修理・分解清掃。
 - （２２） 時間の差異がサービス提供者基準の場合における調整・分解清掃（サービス提供者基準Ⅰ、機械式腕時計の日差±60 秒。クロノメーター認定ムーブメント・およびメーカー規定高精度認定ムーブメントを含みます。Ⅱ、クォーツ式腕時計の場合、月差±20 秒）。
7. 次に掲げる間接損害等については、本保証サービスの対象とはなりません。
 - （１） 対象商品の故障、損傷または損害に起因して、有形または無形に限らず、他の物に生じた故障、損傷または損害。
 - （２） 対象商品の故障、損傷または損害に起因して、対象商品、有形または無形に限らず、他の物が使用できないことによって生じた作業遅延・工事遅延、代替品使用等に伴う故障、損傷または損害。
 - （３） 対象商品の故障、損傷または損害に起因して、人の生命、身体に生じた傷害等（傷害に起因する死亡および精神的・経済的損失を含みます）。
 8. 離島および遠隔地への出張による保証修理を依頼される場合は、その出張に要する費用（消費税込）を申し受けます。
 9. 本保証サービスは日本国内においてのみ有効です。
 10. お客様は、本保証サービスご加入時にお知らせいただいた氏名、連絡先、または住所等に変更が生じる場合または生じた場合は、購入販売店までご連絡し、必要な変更手続きをご依頼ください。
 11. 故障の認定等について、サービス提供者とお客様との間で見解の相違が生じた場合は、サービス提供者を通じて中立的な第三者の意見を求めることがあります。
 12. お客様が以下のいずれかに該当した場合は、サービス提供者は本保証サービスに関する契約を何らの催告なく解除し、即時に本保証サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、お客様は、本保証サービスの提供停止によって生じたいかなる損害についても、サービス提供者及び委託会社に対して、賠償請求等することはできないものとします。

- (1) お客様による不正な行為があったとサービス提供者または委託会社が認めた場合
 - (2) サービス提供者または委託会社に対し、損害等を与えた場合
 - (3) サービス提供者または委託会社が管理する店舗、事務所その他の施設への長時間の居座りあるいは頻繁な訪問、もしくはサービス提供者または委託会社に対して不必要な電話を長時間あるいは頻繁に掛ける等の行為を行い、サービス提供者または委託会社の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
 - (4) サービス提供者または委託会社が、お客様の対応、態度、行動等から、適正に本保証サービスを提供することが困難であると判断した場合
 - (5) お客様が暴力団・暴力団員・暴力関係団体またはその関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力である場合、もしくは反社会的勢力と関連がある場合、または反社会的勢力であった場合、もしくは反社会的勢力と関連があった場合
 - (6) その他、サービス提供者または委託会社が、お客様に対し、本保証サービスを提供することが相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
13. 本規定は、お客様の一般の利益に適合する場合、またはお客様と本保証サービスに関する契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合には、エディオンまたは TMJ のホームページへの掲載、その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。

<個人情報の取り扱いについて>
お客様は、本保証サービスのご利用にあたり、次の事項を承認するものとします。
(1) サービス提供者各々が本保証サービスの運営を目的として、業務上必要な範囲で、以下の通りお客様に係る個人情報の提供を受け、これら個人情報を含む業務上必要な各種のデータを共同で利用すること。
1) 共同利用するデータの項目
氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、本保証サービスのご加入およびご利用に際し、お客様より収集させていただいた個人情報の項目すべて
本保証サービスにもとづき実施した保証修理の内容、日時など、お客様の本保証サービスのご利用状況に関する項目
2) 共同利用する者の範囲
エディオンおよび TMJ
3) 共同利用の目的
本保証サービスの提供、維持管理、本保証サービスのために必要なお客様へのご連絡
4) 共同利用するデータの管理について責任を有する者の名称。なお、住所および代表者の情報は各社のホームページよりご確認ください。
① 株式会社エディオン：https://www.edion.co.jp
② テックマークジャパン株式会社：https://www.techmark.co.jp
(2) サービス提供者各々が、お客様に係る氏名、住所、電話番号等のお客様の個人情報を含む、本保証サービスを通じて取得した情報に関し、1) から 3) のとおり情報の提供を行うこと。なお、この場合、サービス提供者各々は、提携先または委託先と個人情報の取扱いに関する事項を含む機密保持契約を締結します。
1) TMJ が契約当事者となる保険契約において必要となる手続を行うために、当該保険契約上の保険者となる損害保険会社に対して個人情報の提供を行うこと。
2) 本保証サービスに関してサービス提供者各々が提携または業務を委託する者に対して、本保証サービスに係る事業の円滑な遂行のために必要な情報の提供を行うこと。
3) 本保証サービスの運用改善・品質向上およびアンケート調査等を含むマーケティング活動の目的で、サービス提供者各々が提携または業務を委託するものに対し情報の提供を行うこと。
(3) 本保証サービスのお申込において、申込書等の書面に未記載事項がある場合には、本契約が締結できない場合や、本保証サービスの一部または全てを受けられない場合があります。
■お客様ご自身に関する個人情報の開示・訂正・利用中止等のご請求、苦情や相談、その他の不明な点についてのご照会は、下記までご連絡ください。
エディオン エディオンのホームページ(https://www.edion.co.jp/privacy) をご参照ください。
TMJ TMJ のホームページ(https://www.techmark.co.jp/privacy) をご参照ください。

【別表】持込修理対象商品の例

映像	15 インチ以下の液晶テレビ、デジタルカメラ、ビデオムービー
音響	マイクロフォン、ヘッドホン、テープレコーダー、IC レコーダー、ラジオ、ポータブル CD・DVD・BD、デジタルオーディオ、ラジカセ類
情報	パソコン、HDD、ドライブ類、プリンター類、スキャナー、電子辞書、ディスプレイ
通信	通信機、測定器、拡声機
照明	スタンド
美容	シェーバー類、ドライヤー類、ホットカーラー、理美容器具類、美容エステ類、ヘルスメーター
家事	クリーナー（ハンディ含む）、スチームクリーナー類、スポンブレッサー、ポータブル冷温庫、布団乾燥機、アイロン
季節	加湿器、扇風機・サーキュレーター、コタツヒーター、電気毛布、ヤグラコタツ、電気ストーブ、アンカ・足温器類、空気清浄機（除湿付きを除く）
調理	食器乾燥機、ジューサー、ミキサー、炊飯ジャー、精米機、オーブントースター、コーヒーメーカー、ホットプレート、ポット類、浄水器、ホームベーカリー
その他	健康用品類、マッサージ小物、事務機器類、シュレッダー、ウォッチ、時計類、電子キーボード ※上記と同様の軽量品は、持込対象修理品とします。